



2026年3月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 東 郷 薫  
( コード 4840 東証スタンダード )  
問 合 せ 先 管 理 部 長 高 橋 圭 紀  
電 話 0 3 ( 3 2 2 1 ) 0 2 1 1

### 株主による新株予約権発行の差止め仮処分の申立に関するお知らせ

当社株主である FOU JOHN CHI CHIONG 氏（以下ジョン氏）から、2026年3月5日付で新株予約権発行の差止め仮処分の申立て（以下、「本申立て」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本申立てに至った経緯

当社は、2026年2月25日付「第三者割当により発行される第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、チャレンジ2号投資事業組合（以下、「チャレンジ2号」といいます。）を割当予定先とする第三者割当により発行される第17回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議いたしました。これに対し、ジョン氏が2026年3月5日付で東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、本日、東京地方裁判所から本申立ての連絡を受け「仮処分命令申立書」を確認いたしました。

#### 2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	FOU JOHN CHI CHIONG
(2)	所在地	東京都大田区
(3)	所有株式数 (所有比率)	500,000株 (6.40%)

(注) 所有比率は、2025年12月31日現在の株主名簿を基準として、発行済株式総数（同日現在の自己株式495,218株を除きます。）に対する保有株式数の割合を記載しております。

#### 3. 本申立てがあった年月日

2026年3月5日

#### 4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2026年2月25日開催の取締役会において決議した第17回新株予約権（行使価額修正条項付）18,100個（目的となる株式の総数：1,810,000株）の発行を仮に差し止めること。

(3) 本申立ての理由

「仮処分命令申立書」によれば本新株予約権の発行の目的が資金調達ではなく、既存株主の議決権割合を低下させる目的であり、会社法第247条第2号に定める「著しく不公正な方法により行われる場合」に該当するとして、本申立てを行ったとのことであります。

#### 5. 今後の見通し

本申立ての内容につきましては現在精査中ではありますが、本新株予約権の発行は、買取再販事業の拡充を含む不動産投資の推進並びにM&A等の実行に必要な投資余力を確保し、当社の成長戦略を加速させるため、本新株予約権の発行により資本市場から機動的な資金調達手段を確保することが必要であると判断して実行したものであります。

以上のとおり、当社といたしましては、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で適切な対応方法において、正当性・適法性を主張・立証し対処してまいります。

#### （ご参考）2026年2月25日決議の本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2026年3月16日
(2) 新株予約権の総数	18,100個
(3) 発行価額	本新株予約権1個につき139円（総額2,515,900円） （本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：新株予約権の目的である株式1株あたりにつき1.39円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,810,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額：当初239円（発行決議日前営業日の終値の50%に相当する金額）。 下限行使価額においても、潜在株式数は1,810,000株です。
(5) 調達資金の額	865,885,900円 （内訳） 新株予約権発行による調達額：2,515,900円 新株予約権行使による調達額：863,370,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた

	金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 477 円（発行決議日前営業日の終値） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の 90%に相当する金額（1 円未満切り上げ。）に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄（4）に定める。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当方式 チャレンジ2号 18,100個（1,810,000株）
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結する予定です。

詳細は、2026年2月25日付「第三者割当により発行される第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関するお知らせ」をご参照願います。

以上